

## 奈良県決定

大和都市計画区域の市街化調整区域における  
容積率等の変更について

次の付議案を提出する。

平成23年 3月11日

奈良県都市計画審議会会長

都計第80号の5  
平成23年 3月11日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画区域の市街化調整区域における  
容積率等の変更について

(付議)

このことについて、建築基準法第52条第1項第6号、同法53条第1項第6号、同法別表第3（に）欄の5の項及び同法第56条第1項第2号ニの規定により、次のように審議会に付議する。

## 第5号議案

### 大和都市計画区域の市街化調整区域における 容積率等の変更 (奈良県指定)

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下、「法」という。）の規定に基づき、大和都市計画区域のうち、奈良市、橿原市及び生駒市の区域を除く市街化調整区域内における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を次のとおり定める。

法第52条第1項第6号の規定に基づく数値 (容積率)	法第53条第1項第6号の規定に基づく数値 (建ぺい率)	法別表第3(に)欄の5の項の規定に基づく数値 (道路斜線勾配)	法第56条第1項第2号ニの規定に基づく数値 (隣地斜線勾配)	面積
10分の8	10分の3	1.25	1.25	約 3,734.9 ha
10分の8	10分の4	1.25	1.25	約 19.4 ha
10分の8	10分の5	1.25	1.25	約 2,796.5 ha
10分の10	10分の4	1.25	1.25	約 1,154.7 ha
10分の10	10分の6	1.25	1.25	約 11.1 ha
10分の20	10分の6	1.25	1.25	約 18,563.2 ha
10分の20	10分の7	1.25	1.25	約 118.2 ha
10分の20	10分の7	1.5	1.25	約 608.3 ha
10分の40	10分の7	1.5	2.5	約 35,958.7 ha
区域は計画図表示のとおり				合計 約 62,965.0 ha

#### 理由

大和都市計画区域における市街化区域と市街化調整区域との区分の定期見直しに伴い、奈良市、橿原市及び生駒市を除く区域で、市街化調整区域に編入される区域については容積率、建ぺい率、道路斜線勾配及び隣地斜線勾配（以下「容積率等」という。）を定め、また市街化区域に編入される区域については、既指定の容積率等を廃止する必要性が生じたため。

また、同時に行われる「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」による区域の縮小に伴い、当該条例による区域から除外される区域における容積率等を変更する必要性が生じたため。